



6 福共1第23の1号
令和6年7月19日

文部科学省共済組合各支部長 殿

文部科学省共済組合本部長
文部科学事務次官 藤原 章夫

令和6年度における被扶養者の要件の確認について（通知）

このことについて、別紙財務省通知「組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについて」（平成19年9月21日付け財計第1980号）中「第3 被扶養者の要件の確認について（1）」の本部長が定める期間については、本年9月に実施することとしましたので、通知します。

実施にあたっては、下記について留意の上、遺漏のないよう願います。

記

- 1 財務省通知中「第3 被扶養者の要件の確認に関する事項」による。
- 2 給与法上の扶養親族とされている者（国立大学法人等にあつてはこれに相当する者）で、国立大学法人等で扶養親族の確認のための書類を徴していない場合は、共済組合において確認できる書類を徴すること。
- 3 被扶養者の認定の際の所得は総所得であることから、事業所得や不動産所得等のある者の収入の確認にあたっては、所得税法上の必要経費とは必ずしも一致しないため、必要経費の確認できる書類を必ず徴して、認定の可否を確認すること。
- 4 組合員及び被扶養者の住所については、被扶養者申告書等により必ず組合員本人に確認させ、相違がある場合もしくは変更等がある場合は速やかに標準共済システム及び国家公務員共済組合連合会への登録を必ず行うこと。登録する住所は基本、住民票の住所とする。